

○吉川沙織君 民主党の吉川沙織です。よろしく  
お願いいたします。

今日は、政策評価という大きな観点から、主に  
総務省に対して質問をさせていただきたいと思っ

ます。

まず最初に、政策評価関連の予算の動向につい  
て総務省にお伺いをさせていただきます。

我が国の行政においては、従来企画偏重と言わ  
れるように、法律の制定や予算の確保にどちらか  
といえば重点が置かれ、政策の効果の把握や政策  
実施後の社会経済の変化に基づき政策を積極的に  
見直すという活動は軽視されがちでした。しかし、  
大分前に右肩上がりの成長が終わり、財政状況も  
一層厳しさを増す中で、行政におけるPDCAサ  
イクルを確立して合理的な行政運営を図るとい  
う必要性が高まってきたと言えます。このような状  
況の中、行政機関が行う政策の評価に関する法律  
いわゆる政策評価法が平成十四年より施行されて  
います。同法に基づく政策評価は今年で八年目を  
迎えて、我が国行政においてある程度定着してき  
ており、重要性は一層高まっていると思  
います。

さて、この政策評価制度に関して、総務省の平  
成二十一年度予算案における取組を概観いたしま  
すと、「行政評価等による行政制度・運営の改  
善」は約七・五億円となっています。対前年度比  
で五千万円の減となっておりますが、この理由に  
ついて伺います。

○政府参考人（関有一君） 先生の御指摘のとお  
り約五千万円ほど減額となっております。その主

な理由でございますけれども、私どもの評価局で  
年金記録確認第三者委員会の事務局を務めており  
まして、出先機関であります管区行政評価局、そ  
れから行政評価事務所の職員、相当数をそちらの  
方に充当しております。その関係で、政策評価と  
か、あるいは行政評価監視の実地調査の回数が減  
少しております。この関係で調査旅費の削減があ  
ったものでございます。これが約四千万円ほど  
でございます。それから、イベントとかシンポジ  
ウムとかこういうものは抑制していくという全体  
の方針の中で、政策評価フォーラム、これまで各  
地でやってきたものでございますけれども、これ  
を廃止することといたしまして、これが約五百万  
でございますが、そういうようなことで五千万円  
ほど減額の予算案となっているということござ  
います。

○吉川沙織君 大変、内容についてはよく理解で  
きたんですが、実はちょっと気になることがござ  
いました。政策評価法が成立をして施行される年  
からのそれぞれの当時の大臣の所信演説というも  
のを全部拝見いたしました。そうしたら、今回の  
一番さきの鳩山総務大臣の所信に対する政策評価  
についての言及が今までの大臣の中で最も少な  
かったものですから、これも予算が減ってしまった  
原因の一つなのかななんて、ちょっとよこしまな  
ことも考えてしまったわけでありまして。ただ、重

要性につきましては、先般の参議院総務委員会、我が会派の加藤理事の質問の際、大臣答弁で、「今後ともに政策評価というものは最も重要な分野だという意識を持って仕事をしていきたいと思っております。」とございますので、期待をさせていただきます。次の質問に移ります。

次に、政策評価における費用対効果の検証ということについて総務省に伺いますが、現在各府省、そして総務省が行う政策評価について、費用対効果についてはどのように検証されているのかお聞かせください。

○政府参考人（関有一君） 政策評価法第十条におきまして政策評価、各府省が政策評価を行いましたときには評価書を作成して、その評価書というものはすべて総務大臣に送付されるということになっております。

総務省では、これらの評価書につきまして、評価がきちんと行われているかどうか点検を行っているところでございます。

具体的には、御指摘の費用対効果分析の在り方なども含めまして疑問点について各府省に対して事実関係の確認を行いまして、データ分析や評価手法などに改善すべき点があれば関係府省に指摘をしておるといふことでございます。これまで指摘をいたしました費用対効果分析に関するものもございますけれども、便益算定の前提となります

需要予測の妥当性に疑問があるものなどがございまして、これまでも指摘を行ってきたというところでございます。

○吉川沙織君 今の御答弁にもありましたけれども、これまでの大きな課題として、政策評価と予算書や決算書との連携を強化することがかねてよりずっと課題とされてきたかと存じます。平成二十年度予算からこの関係を整理する取組が行われると承知しておりますので、これにより、今御答弁いただきましたけれども、従来以上に費用対効果を意識した政策評価が行われるのではないかと期待しております。

では次に、各府省の自己評価の甘さ、これは総務大臣の先般の参議院総務委員会の答弁でもありましたが、各府省の自己評価の甘さと総務省の政策評価の意義という観点から、少し総務省にお伺いをいたします。

政策評価法では、政策評価は第一義的に各府省が行い、総務省は、政府全体の政策評価制度を統括する立場として評価の客観性や総合性を確保する役割を担うこととされております。この関係で昨年十一月、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、少子化社会対策などに関連する政策について所管する省庁による自己評価が甘いとの趣旨の検証を行いました。この経緯について説明をいただければと思います。

○政府参考人（関有一君） 平成十九年度の重要対象分野であります少子化社会対策関連施策、それから若年者雇用対策につきまして、昨年の十一月、政策評価・独立行政法人評価委員会が答弁をしたわけでございますけれども、そこでの指摘の第一点目は、関係府省が行った評価におきましては、全体として、政府が提供するサービスは、質量ともに年々充実をしております。利用者の満足度もおおむね高いということが明らかとされたところであります。

しかしながら、一方で、潜在的なニーズの把握が十分でない、それからサービスがそれを必要とする方々に過不足なく行き届いているのか、またサービスが効果的、効率的に提供されているのかと、こういう点につきましては明らかとなっていないということでありましたので、今後、評価を通じてこういう点を明らかにするとともに、ニーズに対応した施策を的確に推進していく必要があるということが指摘をされまして、昨年の経済財政諮問会議におきまして総務大臣から御報告をいただいたところでございます。

○吉川沙織君 今御答弁の中で御説明もいただきましたけれども、昨年のその答弁が出る直前の一部報道では、四府省に国民ニーズ把握していない、駄目出し連発というような記事もございましたので、是非、自己評価、第三者機関としての初の試

みですので、これをもっと定着させて改善をしていただければと思っております。

ここで、総務省の委員会評価から具体的な事例を一つ取り上げて質問をさせていただければと思っております。

厚生労働省にお伺いをいたしますが、例えばこの四府省に対しての、厚生労働省のうちの一つですが、厚生労働省による育児休業制度の評価では、女性の育児休業取得率は平成十四年度の六四%から十九年度には八九%に上昇、女性の継続就業率が伸びない原因として、継続就業を希望しながら長時間労働等により体力がもたなそうとの理由で退職する者が大半を占めているなどの認識が示されております。

これに対して総務省の委員会は、既に継続就業の希望を実現した女性を母数として測られる育児休業取得率では、その達成度を政策効果としての確に把握することはできない、また、継続就業を希望している女性数全体の把握とその充足状況を測る新たな指標の設定が求められると指摘されています。厚生労働省の育児休業取得率という数字では、妊娠段階で退職を余儀なくされた人が考慮されていないという指摘は随分前からなされておりました。

また、先週の三月十六日、厚生労働省自身が公表した資料では、育児休業に係る不利益扱いや妊

娠、出産等を理由とした解雇等不利益取扱いに関する相談が最近五年間で増加傾向にあるという数字を厚生労働省自ら発表されております。

ですから、女性が継続就業できない理由の第一を体力がもたなそうとして評価してしまうことに対してはやはり少し疑問を抱かざるを得ないと私自身強く思います。

今回の総務省の委員会の指摘に対して厚生労働省の当局は今後政策評価をどのように改善をされるおつもりなのか、御見解をお伺いいたします。

○政府参考人（北村彰君） お答え申し上げます。

厚生労働省といたしましても、継続就業を希望しながら退職を余儀なくされている女性の希望を実現していくことは非常に重要な課題であるというふうに考えているところでございます。

その評価に当たりましても、先ほどお話がありました育児休業取得率とともに女性の継続就業率も施策の指標に設定しているところでございます。今回、委員御指摘の答申におきましては、継続就業を希望している女性数全体の把握とその充足状況の把握が必要という課題が指摘されているところでございます。この課題の指摘につきまして、実態把握をどのような方法で行うことが可能かどうか、現在鋭意検討しているところでございます。なお、女性の継続就業を一層支援すると、これは非常に重要な課題でございますので、私ども昨

年労働政策審議会で検討を行ってきていただいております。十二月に建議をいただきました。その中で、子育て期の労働者に対し短時間勤務制度やあるいは所定外労働の免除の制度の創設を新たに事業主に義務付けるといったようなことが盛り込まれております。

この建議を踏まえまして、現在厚生労働省におきまして育児・介護休業法の改正を検討しているところでございまして、こういった取組なども通じまして女性の継続就業率が高まるように引き続き努力してまいりたいと考えているところでございます。

○吉川沙織君 就業継続に向けた取組は、育児・介護休業法等の改正を始め、厚生労働省の当局で進めていただいていることについては十分理解をいたしますが、例えば、これは通告していませんが、もし御感想、御意見があれば結構ですが、昨年の七月二十二日の政策評価分科会の議事録を拝見いたしますと、それぞれの委員からこのような指摘がなされています。平成十九年度の政策の途中経過の進捗状況ですが、女性の継続就業の増加には必ずしもつながっていない、その原因について掘り下げた分析を行うべきであると、この政策評価分科会の委員から幾つか指摘がなされていて、これ厚生労働省にもヒアリングを行っておりますので、当局の方は御存じだったかと思うので

すが、この進捗状況に対して政策評価委員会から何らかの指摘がなされて、それに対して評価をするに当たって、掘り下げた分析を行うべきということは潜在的なニーズを探るということにもつながるかと思うんですが、その点について考慮をなさって評価というものをなされたのかどうかだけでも分かれば結構でございますので、お答えいただければと思います。

○政府参考人（北村彰君） お答え申し上げます。出産前後で仕事を辞めた女性のうち約三割が継続就業を希望しながらも両立環境が整わないということから退職を余儀なくされている状況にあるわけでございます。その退職した理由につきましては、これは調査結果でございますけれども、体力がもたなさそうという理由が最も多くなっているところでございます。

これは、産前産後休業あるいは育児休業を取ることではできても、長時間労働、あるいは配偶者への子育てのかわりが少ないことなどが相まって、復帰後に仕事と子育てを両立することに困難を伴い、働き続ける見通しが立てられないということが原因の一つというふうに考えられるわけでございます。

そういったような状況でございますけれども、先ほどの答申の御指摘につきまして、先ほどもお話し申し上げましたけれども、なかなかデータ

がそれにぴたりするものがないというところでございまして、現在関係方面とも相談をいたしまして、必要なデータが得られるように調整をしているところであるという状況でございます。

○吉川沙織君 今、御答弁の中で、体力がもたないという調査結果が五二%、大半を占めているというのをお示しされましたが、これは平成十五年の調査結果というふうに承知しております。平成十五年といえども今からもう五年も六年も前のことになりますので、経済状況も大不況、今もまだ不況ですけど、そのちょうど回復途中にあつて平成十五年と今の状況は随分違うということが指摘できると思います。

また、平成十五年のときは、専業主婦でいられる人はそのままだったかもしれないですけど、今まで働かずにいられた女性の人も働きに出ている状況、ましてや、ずっと働いている人は生活の糧がどんどん少なくなっている状況ですから、継続就業を望む率というものは物すごく高まっているんじゃないかと、私見ですが思っております。

ですから、昨年十一月時点での駄目出しということにはなるんでしょうけれども、この評価の時点で平成十五年のデータしかなかったんであればそれはそれで仕方ないとは分かるんですが、この平成十五年のデータを引用されて体力がもたないというのはちよつとどうかなというのがあり

ますので、是非評価委員会からの指摘を受け止めて、これから行う平成二十年度の政策評価では、是非この表れていない潜在的なニーズに関しても酌み取っていただいて評価を行っていただければ本當にうれしく思いますので、よろしくお願いいたします。

では次に、委員各位のお手元に委員長のお許しを得て資料の方をお配りをさせていただいております。第三セクターの経営状況の予備的診断の流れ図について幾つかお伺いをさせていただきたいと思っております。

旧自治省が第三セクターに関する指針の中で、第三セクターの経営状況を把握するため提示をした経営状況の予備的診断の流れ図において、経営努力を行いつつ事業は継続できるといふ最高評価のAと診断されながら、整理や支援が迫られる第三セクターが相次いでいるということが最近明らかになったところでありまして。平成十九年度の調査では、何とAランクが八七%を占めておりますが、その中には経営危機が表面化し大きな問題となった東京都の多摩都市モノレールや、大阪市の大阪ワールドトレードセンタービルディング、WTCなども含まれています。

このような状況にかんがみれば、この流れ図、表の方が記事で、裏が流れ図になっておりますがこのような状況にかんがみれば、この流れ図は診

断基準として全く機能していなかったのではないかと懸念があります。総務省に、流れ図が作られた経緯と、この流れ図に対する評価について何かありましたらお願いいたします。

○政府参考人(久保信保君) 今委員から、資料に示されておりますこの流れ図でございませけれども、まず、第三セクターの見直し、これが最初にございますか、大きな課題であるということが各方面で話題になりまして、そして、旧自治省時代、平成十一年でございましたけれども、第三セクターに関する指針というのを策定をいたしました。その中で、地方公共団体には経営に関する有識者などで構成される点検評価委員会などを設置をして、そこで第三セクターの経営状況等の点検評価を定期的に行うことが適当であるという技術的助言を行いました。

その際、ここに出ております流れ図といいますが、経営の予備的診断の参考例というのも併せてお示しをして、これは見ていただいたらお分かりのように、極めて簡単なものでございまして、単年度黒字といっても、実はその背景に巨額の補助金を投入して黒字になっていることもあるかもしれません。そういったことを一切捨象して、簡単な評価といえますか、簡単な診断の参考例ということでお示しをしたわけでございます。その後、今度は平成十五年になりますけれども、平成十五

年の時点では、第三セクター問題、平成十一年に比べて更に深刻化していったと思います。

その時点でこの指針を改定をいたしまして、新たに事業自体の意義、あるいは第三セクター方式の活用の意義といった、事業についての予備的診断、これをまず徹底して行うということをつけ加えて、そして経営状況についての予備的診断、これも併せて行うようにお願いをしたということでございます。私どももいたしましたのは、この点検評価委員会での議論の基礎資料としてこうした予備的診断の参考例というものを活用していただきたいということでお示しをしたわけでございます。経営状況を予備的に把握をするための簡便なものであるという意味においてはそれなりに意味はあったんではないかと考えております。

○吉川沙織君 何とも言えない御答弁をいただきましたが、この資料の裏に付けております経営の予備的診断の参考例の一番上の部分だけだったら、素人の私でも何かできそうな感じのすごく簡単な簡便なものだというふうに拝察をいたします。

平成十五年に一部改定をされて、事業についての予備的診断、経営状況についての予備的診断という観点から予備的診断の参考例として改定が行われたということをお答えいただきました。

これ、「事業についての予備的診断」で、事業の意義、第三セクター方式の活用の意義等でよく

分からないんですね。「第三セクター方式で事業を実施することが適当と認められる場合にあっては、「2経営状況についての予備的診断」へ進み、それ以外の場合にあっては、「3今後の方向性」へ進むこと。」これは資料をちょっとお付けしていないんですが、この「今後の方向性」を見ると、これもまた至極抽象的な、経営努力をいいつつ存続、事業内容等の見直しを行った上で存続、再建をいいつつ存続、廃止又は完全民営化若しくは事業の民間譲渡、その他となっていて、これもちょっとよく分からないわけですが、結果、これでAと診断を受けたがために経営改善が遅れてしまった、Aということに対して安住をしてしまった。

もしかしたら、経営が悪いということは当事者であればもちろん分かると思うのですが、総務省が作ってくれた、旧自治省が作ってくれたこの流れ図によってABCのうちAというお墨付きをもたらしたのであれば、問題はあるのは分かっているけれども、もうちょっと先送りしようかなみたいな考え方がなきにしもあらずだったのではないかと思えます。

この点についてはいろいろとお聞きしたいことがありましたので何点か質問を用意をさせていただいたのですが、ちょっと時間がございませんで、申し訳ございませんが次の質問に移らせていただきたいと思いますし、別の機会にこの点

については質問をさせていただければと思います。最後に、政策評価のテーマ選定の在り方について、まず厚生労働省にお伺いをさせていただきたいと思っております。

平成十九年の六月十九日の閣議決定、経済財政改革の基本方針二〇〇七によって、政策評価の重要対象分野というものは経済財政諮問会議がテーマを提示する形となっております。しかしながら、経済財政諮問会議というこの会議を関与させることでテーマが財政の論理に縛られる可能性が強いということも考えられるのではないかと思います。

例えば、我が国の生活保護制度では、本来保護を受けられる人の一〇%から二〇%程度しか捕捉していないとの指摘が多くの研究者からなされているところがございます。こうしたいわゆる漏給問題に着目して評価を行った場合、評価方法にもよりますが、評価結果が財政支出増につながる可能性がございます。すると、こういうテーマは担当府省の自己評価でも経済財政諮問会議でも取り上げられないのではないかと懸念があります。

例えば、厚生労働省当局はこの漏給問題を政策評価として取り上げられるお考えはありますでしょうか、ないでしょうか。

○政府参考人（荒井和夫君） 私ども厚生労働省におきましては、自らの政策を評価してその評価結果を政策に適切に反映するということを通して

国民の視点に立った政策運営とサービスの提供に努めております。生活保護もこうした観点から政策評価を実施しているところでございます。

生活保護制度につきましては、御案内のように厳しい経済状況の中で受給者は非常に増えておりまして、現在、速報値で見ますと、直近の数字で被保護者人員が百六十万人を超えているという状況になってございます。かつて一番少ない時期ですと八十八万人ぐらいでしたので、非常に大きな増加となっております。したがって、引き続き生活保護の適正な実施と、それからその自立の促進、支援に努めるということは極めて重要だし、必要だと思っております。

今後とも、この政策評価を適切、的確に実施していきたいと思っておりますし、今年度に引き続きまして来年度もこの実績評価を行う方向で現在作業を進めております。

○吉川沙織君 漏給問題を政策評価として取り上げるお考えがあるかどうかというお伺いをさせていただきます。今御答弁いただきましたのは生活保護制度全体に対して評価を行っていきたいということだったかと思っております。もし御見解があれば構いませんので、もう少しお願いいたします。○政府参考人（荒井和夫君） 生活保護は、御案内のように憲法二十五条で保障された国民の権利であり、また国民にとっての最後のセーフティー

ネットになるものでございます。その場合に、やはり濫給、漏給というものがあつてはならないということが大前提なんだろうと思っております。したがって、その政策評価を行うに当たりましては、監査がきちんと行われているかどうか、その中でこの漏給問題も当然に対象になるんだと思います。政策評価と関係ございますけれども、多少違う観点から申し上げますと、個々にいろいろ問題が生じたときに、当然担当部署は、その個別の問題についてきちんと対応すると同時に、また分析をして、PDCAを回しながら問題を把握して、それがより広範に適切な運営ができるような努力をしておるところでございます。引き続き、今後ともそういう個別の問題につきましてもPDCAを回しながら的確な対応ができるようにしたいと思っております。

○吉川沙織君 御答弁は難しかったかもしれませんが、昨年の八月に厚生労働省自身が実績評価として生活保護に関連する部分で、濫給防止、それから漏給防止、自立支援ということについて言及がございますので、もう少しこの点にも着目して、将来支出が増える可能性が大いにある分野ではございますが、是非前向きに評価の対象として、今後どうなっていくかという見通しを踏まえた上で政策の立案というものをいただければと思います。

あと、これ答弁は求めませんが、平成二十年度予算に関しては、生活保護制度の適正な実施の項目の中で濫給・漏給の防止対策の推進という項目が大きく掲げられておりましたが、来年度の予算案を拝見いたしますと、濫給、漏給の防止対策の推進というのがちよつと言及がございませんでしたので、これは何らかの意図があったのかそれともなかったのか分かりませんが、大きな問題だと思えますので、是非取組を進めていただければと思います。

そこで、大臣にお伺いをさせていただきます。

大臣は、この生活保護における漏給問題をテーマとして取り上げる必要性はお感じになられますでしょうか。また、政策評価のテーマ選定について、今、経済財政諮問会議から提示を受ける形で重要対象分野というものが決められるわけですが、テーマの選定について国民や国会の意見を踏まえて行うことが必要であると私自身は考えますが、大臣の認識をできる限り端的にお伺いできればと思います。

○国務大臣（鳩山邦夫君） 私の所信表明で政策評価の部分が例年より少なかったと言われてがっかりしましたが、私は最後の行政管理庁の政務次官でございまして、私が生まれて初めて内閣、政府関係に入りましたのがその行政管理政務次官でありました。当時は行政評価という言葉ではなく

て、むしろ行政監察という言葉が一般的であったかと思えます。行政管理局と行政監察局がありました。したがって、私は、行政監察あるいは個別の行政の苦情にどう対応するかと、そして行政評価というのは極めて重要な問題だと思っております。

先ほどの外山委員の確認書の問題だって、それは自治体と防衛施設庁という大きな問題ではあっても、これは余りいいかげんな確認書が出回るようなことが多いとするならば、それはまさに昔でいう行政監察の対象であったといいと、私はそう思います。

そういう観点を十分持ちつつ、総務省が自発的にやっております行政評価あるいは監視の対象として生活保護の分野はやりまして、昨年八月には自立支援プログラムの策定状況等に関して厚生労働大臣に勧告を行ったところでございます。

しかしながら、漏給、濫給という問題はあるわけでございます。それでは、重要対象分野とやるかということになりますと、重要対象分野というのは大体年末に決まるんです。どういう手続かというと、政策評価・独立行政法人評価委員会との審議、答申を経て、毎年末の経済財政諮問会議において選定されます。したがって、二十年度の重要対象分野は地震対策と医師確保と、こういうことになっております。二十一年度の対象分野は

今年の年末に決まるわけでございますので、一つの御意見としてそれは重く受け止めておきます。

○吉川沙織君 生活保護の漏給問題を取り上げていただけるか否かということについては答弁いただいたかと思うんですが、政策評価のテーマの選定についてはやっぱり経済財政諮問会議と連携を密にするというスタンスでの御答弁だったかと思えます。

ちなみに、厳密に言えば、行政評価と政策評価は若干学術的には意味が異なりますので、難しい分野ではあると思いますが、所信の部分は短かったんですけれども、今大臣から政策評価並びに行政監視についての熱い思いを答弁いただきましたので、是非リーダーシップを取って進めていただきたいと思っております。

最後に、政策評価に関する職員アンケート調査結果に少しだけ触れて終わりたいと思います。

平成十九年の一月に、総務省大臣官房政策評価広報課が政策評価に関する職員アンケート調査というものを行っていらっしゃいます。その前に二〇〇五年と二〇〇七年に行っていたらっしゃいますので、そろそろ今年またアンケートが行われるのではないかと思っております。

このアンケート結果を拝見しますと、様々なところで、観点からアンケートが行われているわけですが、総務省の中で職位が高いほど、ですから、

今日政府参考人として御答弁をいただくような方はもちろん政策評価に何らかの形で携わっておられるかと存じますが、係長クラスになると一気に政策評価に関与している職員の割合が少ないという事、また総務省の中で認知度が少ないという事、またこの中で指摘をなされております。

ですから、総務省がリーダーシップを取って、管轄する省庁ということでは是非、政治の側面からもしっかりやっていきたいと思いますが、総務省の中でももう少し認知度を上げるなり、四月から八月までの間に評価をあげなければいけないという事で御苦労も大変おありかと思いますが、この国の行政をいい形で進めていくために、是非鳩山大臣始め、取組を進めていただきたいということをお願い申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。